

## 本館及び別館ロビーの活用に係る取扱基準

### （目的）

第1条 この基準は、市役所を開かれた身近な公共施設とするための一つの方法として、市役所本館及び別館のロビー（以下「ロビー」という。）を有効活用し、市民等が情報発信の場等に活用するために必要となる事項を定めることを目的とする。

### （対象）

第2条 ロビーを活用することができる市民等は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する団体又は個人
- (2) 市内に事業所・事務所を有する団体又は個人
- (3) 市内の事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務を有する団体又は個人
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めた団体又は個人

### （活用方法）

第3条 ロビーは、次に掲げる方法で、かつ、次条に規定する基準に該当する場合に活用することができる。

- (1) パネル板を利用した情報発信や展示等
- (2) 屋台を利用した市の物産品や特産品等の商品の展示、販売等
- (3) その他市長が認めた方法

### （活用基準）

第4条 ロビーは、次に掲げる場合に活用することができる。

- (1) 活用する内容が、市の情報発信や、市のアピール、紹介に資すると判断される場合
- (2) 特産品や物産品等の商品の販売にあつては、営利のみを目的とするものではなく、商品の販売が、市の情報発信や、市のアピール、紹介に資すると判断される場合
- (3) その他市長が認めた場合

### （費用負担）

第5条 ロビーの活用に係る費用は、物産品や特産品等の商品の販売により金銭の收受を伴う活用を行う場合を除き、無料とする。

- 2 物産品や特産品等の商品の販売により金銭の收受を伴う利用を行う市民等は、交野市行政財産使用料条例（平成16年条例第27号）に準じて算定した使用料相当額（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。
- 3 前項に規定する使用料は、市が発行する納付書により、活用する日前までに市が指定する場所で全額を納付しなければならない。
- 4 徴収した使用料は還付しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(期間)

第6条 ロビーの活用期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 連続して活用する場合は、2週間以内とする。ただし、期間の更新がロビーの使用に支障を与えない場合については、その期間を更新することができる。この場合にあっても、更新のときから2週間を超えることはできない。
- (2) 連続して活用しない場合は、申請者が指定する2月の間毎週1日を限度に、活用日を指定することができる。

(物品の貸与)

第7条 市は、パネル、屋台等（以下「物品等」という。）を、ロビーを活用する市民等に貸与することができる。

- 2 物品等の貸与を受けようとする市民等は、次条に定める申込みの際に、必要な申込みを行わなければならない。

(申込み)

第8条 ロビーの活用をしようとする市民等は、ロビー活用申込書（様式第1号）により申込みをしなければならない。

(承認)

第9条 市は、ロビーの活用を承認する決定をしたときは、ロビー活用承認決定書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。なお、使用料を徴収する場合にあつては、決定書に納付書を添えて申込者に通知するものとする。

- 2 ロビーの活用を承認しないものと決定したときは、ロビー活用不承認決定書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

(各部課等の活用)

第10条 各部課等が業務の一環としてロビーを活用しようとする場合には、その活用が、第1条の目的を達成するためのものであり、かつ、第3条及び第4条に該当するものであると各部課等において判断を行ったうえで、ロビー活用申込書により申込みを行うものとする。

(損害賠償)

第11条 ロビーを活用する市民等が、故意過失により市の施設又は貸与した物品等に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が認めた場合にあつては、この限りでない。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年1月1日から施行する。